

第1851号  
令和6年12月1日

# 裁判所時報

発行  
最高裁判所  
事務総局  
(毎月1日・15日発行)

## (目次)

### ◎裁判例

(民事)

- 被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない

(令和5年(行ヒ)第165号・令和6年11月12日 第三小法廷判決 破棄自判)

### ◎記事

- 叙位・叙勲 (9月分、死亡者のみ)
- 人事異動 (11月2日~11月18日)

### ◎政令

- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令



## 裁判例

### 民事

◎被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができない

件名 不動産登記申請却下処分取消請求事件

最高裁判所令和5年(行ヒ)第165号

令和6年1月12日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 国

被上告人 X<sub>1</sub> ほか1名

原審 東京高等裁判所

#### 主文

- 1 原判決を破棄する。
- 2 被上告人の控訴を棄却する。
- 3 控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

#### 理由

上告代理人春名茂ほかの上告受理申立て理由について

1 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、いずれもB(以下「B」という。)とその夫との間に出生した子である。C(以下「本件被相続人」という。)は、Bの母の姉であるD(以下「D」という。)の子である。Bは、被上告人らの出生後の平成3年▲月にDとの間で養子縁組をし、これにより本件被相続人の妹となった後、平成14年▲月に死亡した。

(2) 本件被相続人は、平成31年▲月に死亡した。本件被相続人には、子その他の直系卑属及びB以外の兄弟姉妹はおらず、死亡時においては直系尊属及び配偶者もいなかった。

(3) 被上告人は、令和2年6月22日、民法889条2項において準用する同法887条2項の規定によりBを代襲して本件被相続人の相続人となるとして、本件被相続人の遺産である第1審判決別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物につき、相続を原因とする所有権移転登記及び持分全部移転登記の各申請をした。

横浜地方法務局川崎支局登記官は、同年9月2日付で、上記各申請は不動産登記法25条4号の「申請の権限を有しない者の申請」に当たるとして、これを

却下する旨の各決定(以下「本件各処分」という。)をした。

2 本件は、被上告人らが、上告人を相手に、本件各処分の取消しを求める事案である。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次とのおり判断し、本件各処分は違法であるとして、被上告人らの請求を認容した。

民法889条2項により同条1項2号の場合に同法887条2項の規定を準用するに当たっては、同項ただし書の「被相続人の直系卑属でない者」を「被相続人の傍系卑属でない者」と読み替えるのが相当であり、本件被相続人の傍系卑属である被上告人らは、Bを代襲して本件被相続人の相続人となることができる。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 民法887条2項ただし書は、被相続人の子が相続開始以前に死亡した場合等について、被相続人の子の子のうち被相続人の直系卑属でない者は被相続人の子を代襲して相続人となることができない旨を規定している。これは、被相続人の子が被相続人の養子である場合、養子縁組前から当該子の子である者(いわゆる養子縁組前の養子の子)は、被相続人との間に当該養子縁組による血族関係を生じないこと(民法727条、大審院昭和6年(才)第2939号同7年5月11日判決・民集11巻11号1062頁参照)から、養子を代襲して相続人となることができないことを明らかにしたものである。そうすると、民法889条2項において準用する同法887条2項ただし書も、被相続人の兄弟姉妹が被相続人の親の養子である場合に、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子(この場合の養子縁組前の養子の子は、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者に当たる。)は、養子を代襲して相続人となることができない旨を定めたものと解される。

したがって、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は、被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができないと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、被上告人は、本件被相続人とBの共通する親であるDの直系卑属でないから、Bを代襲して本件被相続人の相続人となることができない。

5 以上によれば、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上に説示したところによれば、被上告人らの請求は理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、被

上告人らの控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 宇賀克也  
裁判官 林 道晴 裁判官 石兼公博)

## 記事

### ◎叙位・叙勲 (9月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲（令和6年9月、死亡者のみ）」  
のとおり

### ◎人事異動

横浜家庭裁判所判事	
東京高等裁判所判事	住友隆行
定年退官	
東京高等裁判所判事	大善文男
依願退官	
横浜家庭裁判所判事	見目明夫
	(以上11月2日)
東京高等裁判所判事	
名古屋高等裁判所判事	田邊三保子
名古屋高等裁判所判事	
福岡高等裁判所判事	松田俊哉
福岡高等裁判所判事	
那覇家庭裁判所長	溝國禎久
那覇家庭裁判所長	
長崎地方・家庭裁判所佐世保支部長	柴田寿宏
長崎地方・家庭裁判所佐世保支部長	
福岡家庭・地方裁判所判事	岩田光生
福岡家庭・地方裁判所判事	
福岡高等裁判所判事	小松本 卓
	(以上11月3日)
札幌家庭裁判所長	
大阪地方裁判所判事	長瀬敬昭
大阪地方裁判所判事	
大阪高等裁判所判事	伊藤寛樹
東京地方裁判所判事	
熊本地方・家庭裁判所判事	佐藤恭子
依願退官	
札幌家庭裁判所長	大竹優子
	(以上11月5日)
定年退官	
青森簡易裁判所判事	相馬正彦
	(11月7日)
定年退官	
名古屋高等裁判所判事	鈴木正弘
	(11月10日)
定年退官	
東京簡易裁判所判事	岸野明人
	(11月18日)

政

## ◎道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(令和六年一月一日公布 政令第三三二四号)

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則

第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月二十四日とする。

令

(別紙)

叙 位 ・ 叙 黙 (令和6年9月、死亡者のみ)

元福岡検察審査会事務局長	永 利 正 晴	9.11	従五位 瑞双
元最高裁判所判事	園 部 逸 夫	9.13	正三位
元千葉家庭裁判所少年訟廷管理官	山 田 邦 榮	9.26	従五位 瑞双
元熊本簡易裁判所庶務課長兼主任書記官	木 付 和 夫	9.30	正六位